

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人庭野平和財団（以下「当財団」という。）の定款第17条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、最低、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 当財団は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。  
2 評議員には、定款第17条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 当財団の全理事の報酬総額は、年間440万円以内とする。  
2 当財団の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。  
3 当財団の常勤理事の報酬月額は、別表第1「常勤理事俸給表」のとおりとする。  
4 各々の常勤理事の報酬月額は、俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。  
5 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。  
6 全評議員の報酬総額は、定款第17条に定める金額の範囲内とし、各評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、翌月の25日に支払うものとする。支払日が休日の場合にはその前日とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 当財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この改定は平成23年6月22日から実施する。

2 この改定は平成27年6月25日から実施する。

3 この改定は平成31年1月1日から実施する。

別表第1 常勤理事俸給表

号	月額（円）
1	100,000
2	120,000
3	140,000
4	160,000
5	180,000
6	200,000

別表第2 非常勤役員の報酬

理事：理事会出席の都度、謝金として一人一律 20,000 円

監事：理事会・評議員会出席の都度、謝金として一人一律 20,000 円  
年間の監査報酬として、一人一律 20,000 円

別表第3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 20,000 円